

特別支援学校教諭免許状の 教職課程コアカリキュラム作成の 基本的方向性と考え方

3. 特別支援学校の教師に求められる専門性

(養成)

- 特別支援教育の充実において、教師の養成機関である大学が果たすべき役割は大きく、引き続き、教師の養成等の充実を図ることが重要である。
- 特別支援学校の幼児児童生徒への指導や特別支援学校がセンター的機能を果たす上で最低限必要な資質や専門性を教職課程で得られるようにする必要がある。
- このため、教育職員免許法体系に、**特別支援学校学習指導要領等を根拠にした、知的障害者である子供に対する教育を行う特別支援学校の各教科等、自立活動、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや発達障害を位置付ける。**その際、基礎となる免許状を取得する際に習得した内容との関連や接続も考慮する。
- 教員養成段階で現状以上の単位の修得を求めることは、学生の過度な負担となり、特別支援学校教師を目指す者の減少にもつながる懸念があることから、**現在の総単位数の中で検討を進める**ものとする。

● 特別支援学校の教師に求められる専門性

➤ 特別支援学校教諭の養成の在り方に関する議題

- 教職員免許法及び同施行規則に基づき、全国すべての大学の教職課程で共通的に履修すべき資質能力を示した特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムを作成すること。
 - 特別支援学校学習指導要領を根拠とする自立活動、知的障害のある子供のための各教科等、重複障害者等に関する教育課程の取扱いや、発達障害を位置づけること。

● 教育職員免許法施行規則

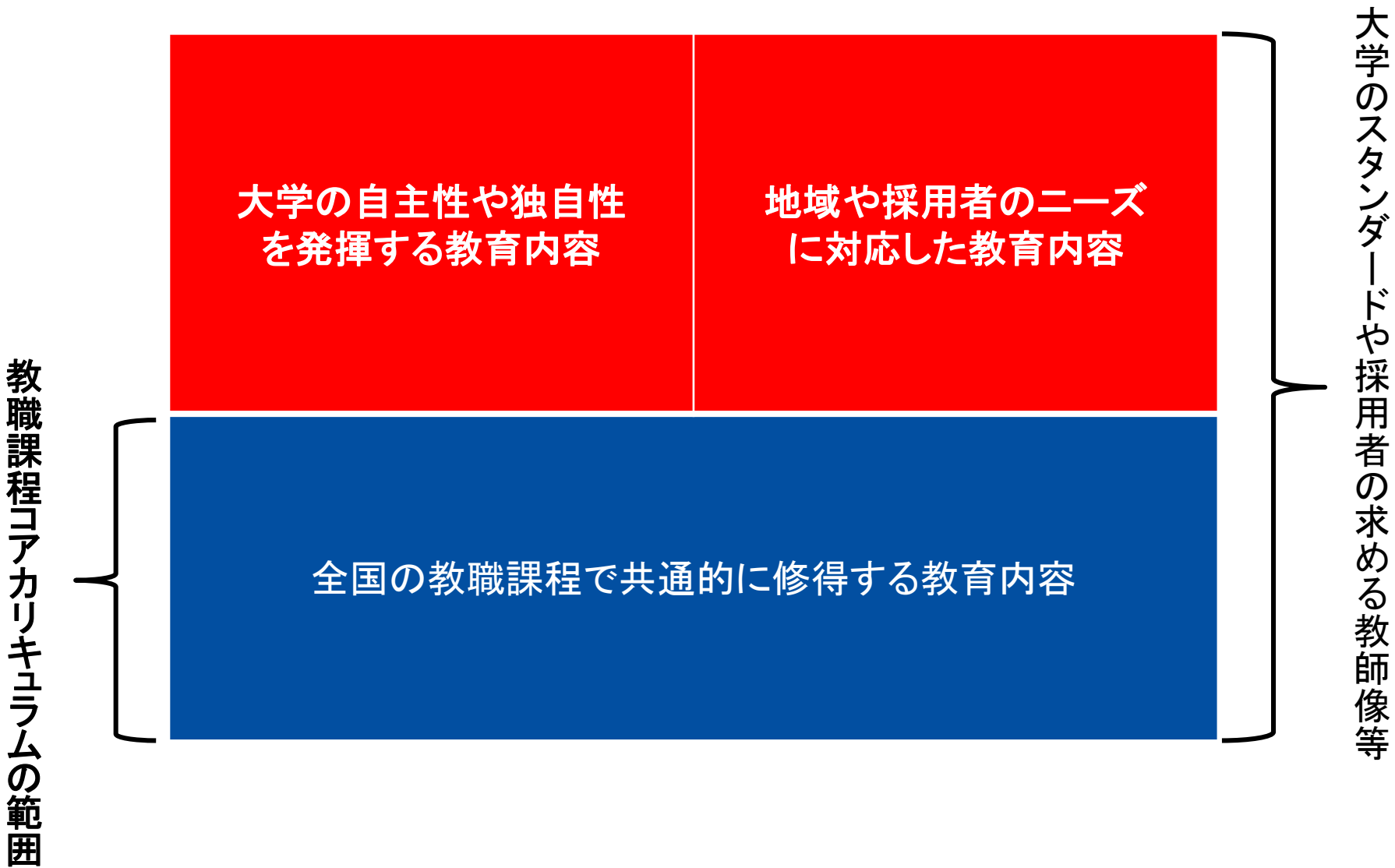
第七条 免許法別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		免許状の種類		専修一種	二種
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	2
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	
計				26	16

- 備考**
- 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
 - 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域(授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。)について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目(以下「心理等に関する科目」という。)並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目(以下「教育課程等に関する科目」という。)について合わせて八単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位)以上(当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位(二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位)以上を含む。)
 - 三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
 - 四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
 - 五 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする(第五項第三号においても同様とする。)

● 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の目的について

- コアカリキュラムを作成する際は、教育職員免許法施行規則第7条に基づき作成すること。
- 全国すべての大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程で共通的に修得すべき資質能力の範囲とすること。



● コアカリキュラムとして定める目標の範囲について

- 特別支援学校教諭免許状(1種)を想定したコアカリキュラムを作成すること。
- コアカリキュラム作成の際、教育職員免許法施行規則の第7条に関する科目に含まれる事項に対し、おおよその授業時数との関連を想定した対応可能な範囲の内容とすること。

特別支援教育に関する科目		左の各科目に含めることが必要な事項	免許の種類(1種) ／最低習得単位数
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての<u>教育の理念</u> 〃 教育に関する<u>歴史及び思想</u> 〃 教育に係る<u>社会的、制度的又は経営的事項</u> 	2
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の <u>教育実習</u>	3
計			26

【参考】 大学設置基準 第21条の2の一
 (単位)講義及び演習については、**15時間**から30時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて**一単位**とする。

● 第1回会議 資料4(安藤委員)について

- コアカリキュラム作成の際、その内容はミニマムエッセンシャルとすること。
- 大学の基礎的な環境整備も踏まえ、全国すべての大学で共通的な教授内容として、最低限押さえるべき本質は何なのかを整理して示すこと。

22

Ⅱ 本調査 結果

学科等における教員養成の理念等及び特支免開設科目に関する事項5

■ 特別支援学校教諭免許状関連科目の開設上の課題について

	N	%
学科等における多様な専門領域の教員の確保	55	64.0
特定領域を専門とする非常勤講師の確保の困難さ	49	57.0
学科等の専任教員が専門外の授業を担当する負担感	26	30.2
予算削減に伴う非常勤講師の確保の困難さ	26	30.2
その他 「教育実習校の確保」「退職教員のポストの不補充」 「地域的に医学領域専門の講師確保が困難」	8	9.3

● 教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)について

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際、教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)の目標との系統に留意すること。

各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)

全体目標:	当該教科における教育目標、育成を目指す資質・能力を理解し、学習指導要領に示された当該教科の学習内容について背景となる学問領域と関連させて理解を深めるとともに、様々な学習指導理論を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
(1)当該教科の目標及び内容	
一般目標:	学習指導要領に示された当該教科の目標や内容を理解する。
到達目標:	<ol style="list-style-type: none">1) 学習指導要領における当該教科の目標及び主な内容並びに全体構造を理解している。2) 個別の学習内容について指導上の留意点を理解している。3) 当該教科の学習評価の考え方を理解している。4) 当該教科と背景となる学問領域との関係を理解し、教材研究に活用することができる。5) 発展的な学習内容について探究し、学習指導への位置付けを考察することができる。 ※中学校教諭及び高等学校教諭
(2)当該教科の指導方法と授業設計	
一般目標:	基礎的な学習指導理論を理解し、具体的な授業場面を想定した授業設計を行う方法を身に付ける。
到達目標:	<ol style="list-style-type: none">1) 子供の認識・思考、学力等の実態を視野に入れた授業設計の重要性を理解している。2) 当該教科の特性に応じた情報通信技術の効果的な活用法を理解し、授業設計に活用することができる。3) 学習指導案の構成を理解し、具体的な授業を想定した授業設計と学習指導案を作成することができる。4) 模擬授業の実施とその振り返りを通して、授業改善の視点を身に付けている。5) 当該教科における実践研究の動向を知り、授業設計の向上に取り組むことができる。 ※中学校教諭及び高等学校教諭

内容のまとめ

内容のまとめ

● コアカリキュラム(到達目標)の表現について

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの到達目標の表現については、基本的には先行分野の教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)と同様の目標水準の範囲(理解する程度)とすること。

全体目標 例	一般目標 例	到達目標 例
~を理解し、~の考え方と手続きを理解している。	~について <u>理解する</u> 。	~を理解している。 ~の考え方を理解している。 ~の重要性(必要性、特徴)を理解している。 ~の違いを理解している。
	~の <u>考え方と手続きを理解している</u> 。	~を理解している。 (代表的理論)の基礎を理解し、その具体的な事例を理解している。 ~の理解を踏まえ、~を実現するための具体的な手立てを理解している ~を理解し、(〇〇計画)を作成することができる。 (授業改善)の考え方と手続きを理解している。

※ なお、理解を踏まえた発展的な目標の設定については、基礎免コアカリキュラムの目標水準の範囲とすること。

- (例)「~を理解し、(教材研究)に活用することができる。」
- 「(理解したこと)を踏まえて例示(説明)することができる。」

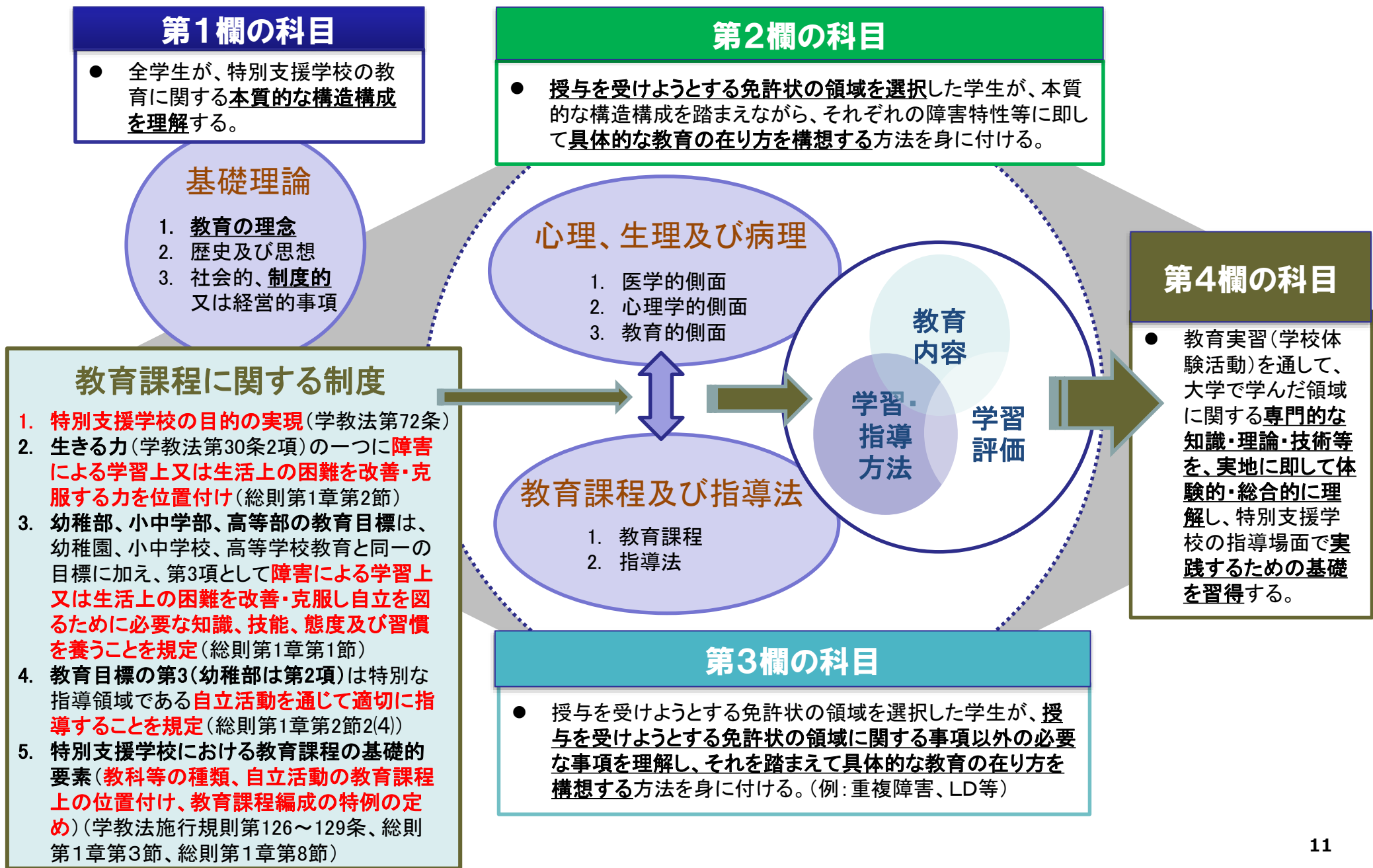
● コアカリキュラム(到達目標)の表現について

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムのうち、到達目標の表現については、先行分野の教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)を参考に用語の精選を図ること。

- 用語の使用について、例えば、「スイッチや視線入力装置、音声出力会話補助装置」を「入出力支援機器」とまとめて示すなど、用語の精選に努めること。
- 「方法」や「指導法」といった、大学によって想起する内容やその範囲が異なるような曖昧な用語の使用については、例えば、「(授業設計の)方法を理解する」は、「(授業設計の)手続きを理解する」などと、意図が伝わる用語に置き換えること。
- なお、「指導法」については、特別支援学校の教育において適用できると思われる方法又は方法の裏付けとなっている理論は多様に想定されるため、特定の方法論の表記は避けるとともに、全国すべての大学の教職課程で共通的に習得すべき資質能力を示すという本コアカリキュラムの作成の目的を踏まえ、一般的な表現の工夫に努めること。
- 「等」の使用については、学生が一般目標に到達するために達成すべき個々の規準を「到達目標」として表すものとすることから、できる限り達成してほしい目標を具体的に示すよう努めること。
- ワーキンググループで検討事項が生じた場合は、担当調査官を通じて、主査及び副主査並びに事務局に適宜相談すること。

● 現行大学の特別支援学校教諭免許状の教職課程における科目間の教授内容 概観図

➤ 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム作成の際、各欄の教授内容の関連に留意すること。



「自立活動」に関する教授内容の整理

第1欄の科目

- 全学生が、特別支援学校の教育について**本質的な構造構成を理解**する。

基礎理論

1. 教育の理念
2. 歴史及び思想
3. 社会的、**制度的**又は経営的事項

第1欄 **自立活動**
理念と歴史、制度的事項を関連付けた教授内容

第1欄の科目

『解説 自立活動編』で見ると大体の範囲

- 第2章 自立活動の**変遷**
- 第3章 自立活動の**意義と指導の基本**
- 第4章 **総則における共通事項**としての自立活動

第2欄の科目

- 本質的な構造構成の理解を起点に、授与を受けようとする免許領域を選択した学生が、それぞれの障害特性等に即して具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

心理、生理及び病理

1. 医学的側面
2. 心理学的側面
3. 教育的側面

教育課程及び指導法

1. 教育課程
2. 指導法

第2欄 **自立活動**
免許領域の実態を想定した指導の在り方を考察させる教授内容

第2欄の科目

『解説 自立活動編』で見ると大体の範囲

- 第5章 自立活動の**目標**(ねらい)
- 第6章 自立活動の**内容**(6区分27項目)
- 第7章 **自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱い**
- **実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示**(13事例)

第4欄の科目

- 教育実習(学校体験活動)を通して、大学で学んだ領域に関する専門的な知識・理論・技術等を、**実地に即して体験的・総合的に理解し、特別支援学校の指導場面で実践するための基礎を習得**する。

第3欄の科目

- 授与を受けようとする免許状の領域に関する事項以外の**全ての事項を理解し、具体的な教育の在り方を構想**する方法を身に付ける。

教育内容

学習・指導方法

学習評価

● コアカリキュラムへの自立活動の位置付け(検討会議の方向性)

コアカリキュラム	右の各科目に含める ことが必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
<ul style="list-style-type: none"> 「制度的事項」に含まれる「自立活動を概観する内容」として、自立活動の本質的な構造構成を理解する程度とし、目標設定に当たっては、総則における共通事項としての自立活動、解説における自立活動の意義や指導の基本までの範囲とすること。 	特別支援学校の教育に係る理念 // 歴史及び思想 // 社会的、 制度的 又は経営的事項	特別支援教育の基礎理論に関する科目	第1欄
<ul style="list-style-type: none"> 「教育課程」に含まれる「自立活動の内容」は、当該領域の具体的な実態を想定した個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方を理解する程度とし、目標設定に当たっては、解説における自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱いの範囲を参考とすること。 	当該領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 当該領域に関する幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	特別支援教育領域に関する科目 第2欄

第3欄に「発達障害」を位置付ける必要性の整理

第1欄の科目

- 全学生が特別支援学校の教育に関する本質的な構造構成を理解する。

基礎理論

1. 教育の理念
2. 歴史及び思想
3. 社会的、制度的又は経営的事項

特別支援教育に関するセンターとしての役割

1. 特別支援学校が小中学校等の養成に応じて、幼児児童生徒の教育に必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする(学校教育法第74条)。
2. 特別支援学校における特別支援教育コーディネーターの機能(総則第1章第6節の3)

第2欄の科目

- 本質的な構造構成の理解を起点に、授与を受けようとする免許領域を選択した学生が、それぞれの障害特性等に即して具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱

心理、生理及び病理

1. 医学的側面
2. 心理学的側面
3. 教育的側面

教育課程及び指導法

1. 教育課程
2. 指導法

教育内容

学習・指導方法

学習評価

第4欄の科目

- 教育実習(学校体験活動)を通して、大学で学んだ領域に関する専門的な知識・理論・技術等を、実地に即して体験的・総合的に理解し、特別支援学校の指導場面で実践するための基礎を習得する。

中心となる領域

視覚障害

聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱

発達障害

第3欄の科目

- 授与を受けようとする免許状の領域に関する事項以外の全ての事項を理解し、具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

第1欄科目カテゴリ分析

小カテゴリ	中カテゴリ：制度的事項	
形態	特殊教育から特別支援教育への転換	3
	特別支援教育の場	2
	制度	2
	インクルーシブ教育システム	2
学校の課題	センター的機能	2
	特別支援教育コーディネーター	2
対象	発達障害の理解	4

● コアカリキュラムへの発達障害の位置付け(検討会議の方向性)

コア・カリキュラム	右の各科目に含めることが必要な事項	教科及び教職に関する科目		第7条
<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理の目標を設定すること。 ● 目標設定に関しては、第二欄同様、別添「領域ごとのコアカリキュラム作成の流れ」に準じること。 	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</p>	<p>第3欄</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 発達障害領域に関する幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法の目標を設定すること。 ● 「教育課程」に含まれる「自立活動の内容」は、具体的な実態を想定した個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方を理解する程度とし、目標設定に当たっては、解説における自立活動の個別の指導計画の作成と内容の取扱いの範囲を参考とすること。 	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>		

「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等」に関する位置付けの整理

第1欄の科目

- 全学生が、特別支援学校の教育に関する本質的な構造構成を理解する。

基礎理論

1. 教育の理念
2. 歴史及び思想
3. 社会的、制度的又は経営的事項

第1欄 教科等(知的障害)
制度的事項を踏まえた教授内容

教育課程に関する制度

1. 特別支援学校における教育課程の基礎的要素(教科等の種類、自立活動の教育課程上の位置付け、教育課程編成の特例の定め)(学教法施行規則第126～129条、総則第1章第3節、総則第1章第8節)

第2欄の科目

- 授与を受けようとする免許状の領域を選択した学生が、本質的な構造構成を踏まえながら、それぞれの障害特性等に即して具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

含まれる領域

知的障害

第2欄 教科等(知的障害)

各教科等の目標及び内容を理解し、知的障害の状態等を踏まえ授業を構想する教授内容

心理、生理及び病理

1. 医学的側面
2. 心理学的側面
3. 教育的側面

教育課程及び指導法

1. 教育課程
2. 指導法

教育内容

学習・指導方法

学習評価

第4欄の科目

- 教育実習(学校体験活動)を通して、大学で学んだ領域に関する専門的な知識・理論・技術等を、実地に即して体験的・総合的に理解し、特別支援学校の指導場面で実践するための基礎を習得する。

第3欄の科目

- 授与を受けようとする免許状の領域を選択した学生が、授与を受けようとする免許状の領域に関する事項以外の必要な事項を理解し、それを踏まえて具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。(例:重複障害、LD等)

● **コアカリキュラムへの知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の位置付け(検討会議の方向性)**

<p>コアカリキュラム</p>	<p>右の各科目に含める ことが必要な事項</p>	<p>教科及び教職に関する科目</p>	<p>第7条</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「制度的事項」に含まれる「教科等の種類」として、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等の本質的な構造構成を理解する程度とし、目標設定に当たっては、総則における共通事項としての教科、解説における各教科等の基本的な考え方までの範囲とすること。 	<p>// 社会的、制度的 又は経営的事項</p>	<p>特別支援教育の基礎理論 に関する科目</p>	<p>第1欄</p>
	<p>当該領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 知的障害領域の「教育課程」に含まれる「知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等」に関する目標を設定すること。 目標を設定に当たっては、学習指導要領に示された各教科等の目標及び内容を理解し、様々な実態を踏まえて具体的な授業場面を想定した授業設計を行う程度とし、目標設定に当たっては、解説における各教科等の基本的な考え方、指導の特徴の範囲を参考とすること。 	<p>当該領域に関する幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	<p>特別支援教育領域に 関する科目</p> <p>第2欄</p>

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に関する教授内容の整理

第1欄の科目

- 全学生が特別支援学校の教育に関する**本質的な構造構成を理解する。**

基礎理論

1. 教育の理念
2. 歴史及び思想
3. 社会的、**制度的**又は経営的事項

第1欄 **教育課程の特例**
基礎的要素の理解とそれに関連した内容について理解する教授内容

教育課程に関する法制

1. 特別支援学校における教育課程の基礎的要素の理解
・「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」(総則第1章第8節)
2. 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」に関連した基礎的要素の理解
・教科等の種類(学教法施行規則第126～129条の2項)
・自立活動の教育課程上の位置付け(総則第1章第3節)

第2欄の科目

- 本質的な構造構成の理解を起点に、授与を受けようとする免許領域を選択した学生が、それぞれの障害特性等に即して具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

心理、生理及び病理

1. 医学的側面
2. 心理学的側面
3. 教育的側面

教育課程及び指導法

1. 教育課程
2. 指導法

第3欄 **教育課程の特例**
授与を受けようとする免許領域以外の多様な障害を併せ有する者の障害の状態等に応じた指導の必要性から規定の適用を考察する教授内容

第3欄の科目

- 授与を受けようとする免許状の領域に関する事項以外の全ての事項を理解し、具体的な教育の在り方を構想する方法を身に付ける。

中心となる領域

重複障害

第4欄の科目

- 教育実習(学校体験活動)を通して、大学で学んだ領域に関する専門的な知識・理論・技術等を、実地に即して体験的・総合的に理解し、特別支援学校の指導場面で実践するための基礎を習得する。



● コアカリキュラムに対する重複障害者等の教育課程に関する取扱い(有識者会議の方向性)

コアカリキュラム	右の各科目に含める ことが必要な事項	教科及び教職に関する 科目	第7条
<ul style="list-style-type: none"> 「制度的事項」に含まれる特別支援学校における教育課程の特例についての基礎的要素を理解する程度に目標を設定すること。 目標設定に当たっては、総則における共通事項としての「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の各規定の範囲とする。 	特別支援学校の教育に係る理念	特別支援教育の基礎理論に関する科目	第1欄
	<ul style="list-style-type: none"> // 歴史及び思想 // 社会的、制度的又は経営的事項 		
	当該領域に関する幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	特別支援教育領域に関する科目
<ul style="list-style-type: none"> 授与を受けようとする免許領域でも多様な障害の種類や状態等に応じた指導の必要性から、併せ有する主な障害を想定しながら「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の該当規定の適用を考察する程度に目標を設定する。なお、目標設定に当たっては、該当規定の解説総則編の範囲とする。 	当該領域に関する幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	

● 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム基本的な方向(有識者会議の方向性)

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムでは、下表の7事項(①～⑦)で作成すること。
- 下表の4事項(④～⑦)は、専門性の高い有識者によるワーキング(領域別)を設置して検討すること。

コア・カリキュラム (丸数字:事項名、※:有識者会議の方向性(案))	右の各科目に含めること が必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
<p>① 特別支援学校の教育に関する理念</p> <p>② 特別支援学校の教育に関する歴史及び思想</p> <p>③ 特別支援学校の教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 ※③の制度的事項には、「教育課程に関する制度」のうち全領域の基礎的要素(教科等の種類、自立活動の教育課程上の位置付け、教育課程編成の特例の定め)についての基本的な構造・構成を理解する目標を含めること。 ※③の制度的事項は習得するものとし、「社会的、制度的又は経営的事項」のうち2つ以上を含んでシラバスを編成する場合も可とすること。</p>	<p>特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育の理念 • 教育に関する歴史及び思想 • 教育に係る社会的、制度的又は経営的事項 	<p>特別支援教育の基礎理論に関する科目</p>	第1欄
<p>④ (免許状に定められることとなる領域)の幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理 ※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の領域別に作成すること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> • 心理、生理及び病理 	<p>特別支援教育領域に関する科目</p> <p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	
<p>⑤ (免許状に定められることとなる領域)の幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法 ※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の領域別に作成すること。 ※教育課程の事項には、免許状に定められることとなる領域の実態を想定した自立活動の個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方を理解する目標を含めること。 ※知的障害領域の教育課程の事項には、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科等についての目標及び内容の理解や、実態を踏まえた具体的な授業設計を構想する目標を含めること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育課程及び指導法 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	第2欄

● 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムの基本的な方向(有識者会議の方向性)

- 特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラムでは、下表の7事項(①～⑦)で作成すること。
- 下表の4事項(④～⑦)は、専門性の高い有識者によるワーキング(領域別)を設置して検討すること。

コア・カリキュラム (丸数字:事項名、※:有識者会議の方向性(案))	右の各科目に含めること が必要な事項	教科及び教職に関する科目	第7条
<p>⑥ (免許状に定められることとなる領域以外の領域)の幼児、児童又は生徒の 心理、生理及び病理</p> <p>※<u>発達障害領域について作成すること。</u></p> <p>※<u>重複障害領域について作成すること。</u></p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 心理、生理及び病理 	<p>免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目</p> <p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目</p>	第3欄
<p>⑦ (免許状に定められることとなる領域以外の領域)の幼児、児童又は生徒の 教育課程及び指導法</p> <p>※<u>発達障害領域について作成すること。</u></p> <p>※<u>重複障害領域について作成すること。</u></p> <p>※教育課程の事項には、<u>当該領域の実態を想定した自立活動の個別の指導計画の作成とそれに基づく指導の在り方</u>を理解する目標を含めること。</p> <p>※重複障害領域には、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の規定を考察するような目標を含めること。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育課程及び指導法 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目</p>	第3欄
<p>✓ 「特別支援学校教諭免許状の教職課程コアカリキュラム」における第1欄、第2欄、第3欄の目標水準と、「教職課程コアカリキュラム(令和3年8月4日 教員養成部会決定)」の「教育実習(学校体験活動)」の目標水準との関連を検証しながら対応について検討する。</p>	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒の</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育実習 	<p>心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</p>	第4欄